

IV 構想対象市町村の組合せ

1 構想対象市町村の組合せの基本的な考え方

本構想においては、総務大臣から示された基本指針の内容を踏まえ、本県における市町村の望ましい姿、自主的な市町村合併の推進の必要性、市町村の現況及び将来の見通し等について検討した上で、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（構想対象市町村）の組合せを示すものである。

市町村の合併は、その時々市町村の望ましいあり方を求めて絶えず検討されるべきものであり、構想対象市町村の組合せについては、将来の望ましい市町村の姿を見据えて検討する必要がある。

一方、本構想は、合併新法に基づいて策定するものであり、合併新法の期限（平成22年3月31日）内での合併の実現を前提とした組合せを示すことが求められている。

そのため、本構想においては、将来の望ましい市町村の姿を示した上で、それを見据えながら構想対象市町村の組合せを示すこととした。

なお、本構想で示した組合せと異なる枠組みにより市町村が自主的に合併協議を開始した場合には、自主的な市町村合併の推進という合併新法の趣旨に鑑み、宮崎縣市町村合併推進審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて構想を変更することができるものとする。

2 将来の望ましい市町村の姿

(1) 将来の望ましい市町村の姿

① 住民に身近な事務を自ら行うことができる市町村

福祉（総合的な福祉施策の実施）、ごみ処理（効率的効果的なごみの処理）、消防（一定規模の消防本部の設置）等の住民に身近な事務を自ら行うことが可能な自治体であること。

② 地方分権の進展及び高度化する行政事務に的確に対応できる市町村

住民サービス向上のため今後推進される権限移譲や少子高齢化の進行に伴い高度化する行政事務に的確に対応できる職員集団を有する自治体であること。

③ 自立性の高い市町村

自らの責任と判断で、地域の実情に応じた行政サービスを効率的に提供することが可能な財政基盤を持つ自治体であること。

④ 住民との協働によるまちづくりを進める市町村

住民が地域の伝統や文化を共有し同じ自治体の住民としての連帯感を持つとともに、住民との協働により地域の課題を解決し、個性豊かなまちづくりを進めていくことができる自治体であること。

(2) 組合せの基本的な考え方

望ましい市町村となるための組合せを考えるに当たっては、次の観点から検討を行った。

① 生活圏・経済圏の一体性

通勤・通学・医療等の生活圏や商圈、民間経済団体の枠組み等に対応した行政区域の形成を図ることが可能な組合せであること。

② 広域行政・広域計画等の状況

一部事務組合や広域連合など市町村が広域で共同して事務を処理している状況や県の広域計画等も踏まえた組合せであること。

③ 歴史的・文化的な結びつき

住民が連帯感を持ってまちづくりを進めていくことが可能と思われるような歴史的・文化的な結びつきが認められる組合せであること。

④ 都市部と農山漁村地域との連携

都市部と農山漁村地域双方の活性化を図り、中山間地域の持つ国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全等の機能を確実に維持していくため、都市部と農山漁村地域とが連携する形の組合せであること。

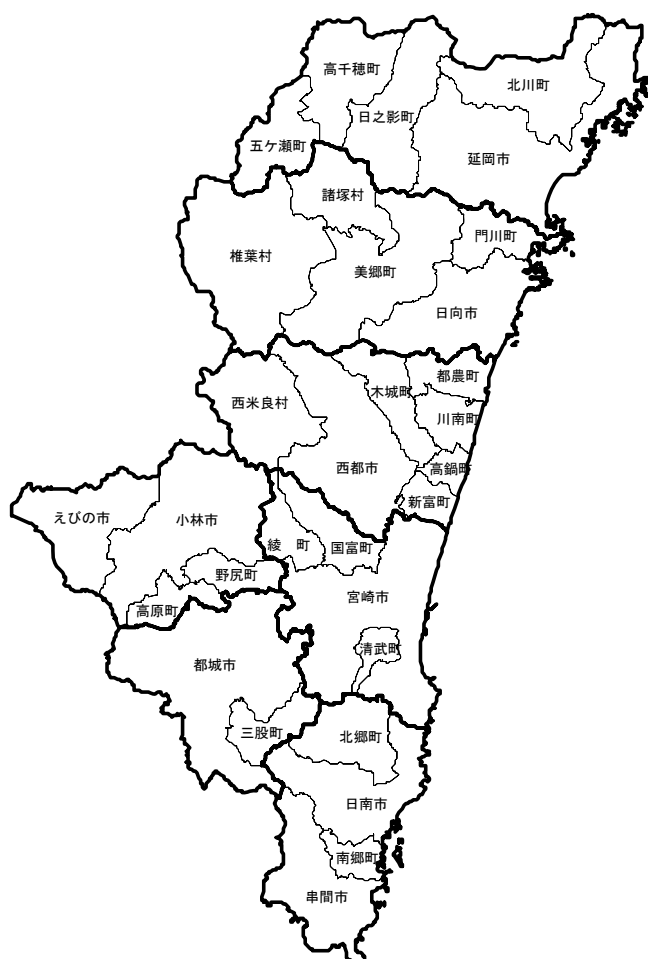
※ 県内の主要な河川の流域市町村（川上から川下まで）には一定の相互依存関係が存在するものと考えられる。

※ 高齢化率の高い農山漁村地域と高齢化率の低い都市部とが同じ行政区域を形成することで、高齢者を地域全体で支えていくことが可能となる。

(3) 望ましい市町村となるための組合せ

関係市町村	合併後人口 (人)	合併後面積 (km ²)
延岡市、北川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	159,806	1,554.73
日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	95,211	1,629.28
西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	111,188	1,154.36
宮崎市、清武町、国富町、綾町	424,721	870.53
都城市、三股町	195,515	763.32
小林市、えびの市、高原町、野尻町	83,521	931.47
日南市、串間市、北郷町、南郷町	83,031	831.08

※ 人口は平成17年国勢調査(速報値)



3 構想対象市町村の組合せ

(1) 組合せの基本的な考え方

本構想において示す構想対象市町村の組合せについては、前述した「望ましい市町村となるための組合せ」とすることが最も望ましいところであるが、合併新法の期限が平成22年3月31日であることから、それを踏まえた組合せとする必要がある。

そのため、本構想においては、合併新法の下で自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村について検討し、その上で当該市町村を対象とした合併の組合せを定めることとする。

(2) 合併新法の下で自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村

総務大臣の基本指針においては、構想の対象とする市町村として、

- 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
 - 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
 - おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村
- の3つの類型があげられている。

このことを踏まえ、本県市町村の現況及び将来見通しを検討した結果、本県において合併新法の下で自主的な合併を推進する必要がある市町村は、次の①又は②に該当する市町村とした。

① 生活圏域の一体性が認められる市町村

医療圏・通勤圏・通学圏・商圏の状況から、次のとおり生活圏域の一体性が認められる。このことを踏まえ、これらの圏域を基本とした行政区域の形成を図ることが望ましい。

- ア 高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
- イ 延岡市・北川町
- ウ 日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村
- エ 西都市・西米良村
- オ 高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町
- カ 宮崎市・清武町・国富町・綾町
- キ 都城市・三股町
- ク 小林市・えびの市・高原町・野尻町
- ケ 日南市・串間市・北郷町・南郷町

計 31 団体

② 人口1万2千未満の町村

人口の少ない小規模町村は、総じて人口減少や少子高齢化の進行が顕著であることに加え地方税収の低迷等により、行財政基盤が脆弱化し現行の行政サービスを維持することが困難になることが懸念される。

総務大臣の基本指針では、おおむね人口1万未満の市町村を対象とすることとされているが、本県においては、今後の人口減少傾向を踏まえ、人口1万2千未満の町村を対象とすることとした。

[該当町村]

	平成17年人口（人）	平成37年推計人口（人）
北郷町	5,073	4,031
南郷町	11,611	8,769
高原町	10,617	8,671
野尻町	8,669	6,926
綾町	7,466	6,849
西米良村	1,307	930
木城町	5,531	5,010
都農町	11,811	10,089
北川町	4,478	3,261
諸塚村	2,119	1,397
椎葉村	3,478	2,227
美郷町	6,870	4,169
日之影町	5,031	3,165
五ヶ瀬町	4,810	3,586

計14団体

※ 平成17年国勢調査（速報値）

※ 国立社会保障・人口問題研究所の推計人口（平成15年12月）

(3) 構想対象市町村の組合せ

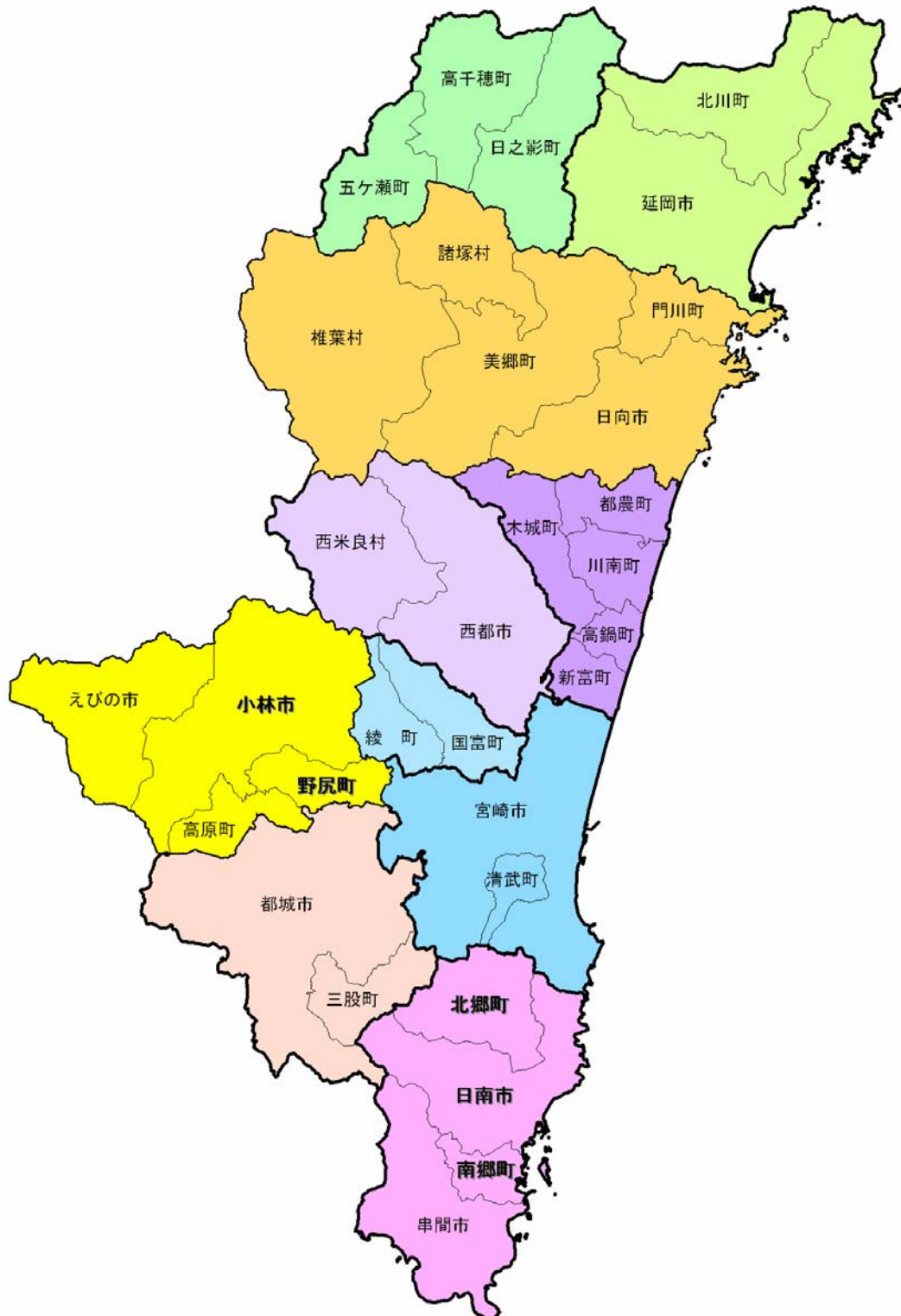
(2)において合併新法の下で自主的な合併を推進する必要があると認められた市町村(構想対象市町村)の合併の組合せについては、「望ましい市町村となるための組合せ」を見据えた上で、市町村間の相互の結びつきの強さを示すクラスター分析の結果を踏まえつつ、地域の歴史的・文化的つながり、地域の合併に向けた取組み状況、合併新法の期限等を勘案して総合的に検討し、次のとおりとした。

関係市町村	合併後人口 (人)	合併後面積 (km ²)
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	24,620	686.77
延岡市、北川町	135,186	867.96
日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	95,211	1,629.28
西都市、西米良村	35,395	710.12
高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町	75,793	444.24
宮崎市、清武町	395,563	644.61
国富町、綾町	29,158	225.92
都城市、三股町	195,515	763.32
小林市、えびの市、高原町、野尻町 (小林市、野尻町)	83,521 (49,825)	931.47 (563.09)
日南市、串間市、北郷町、南郷町 (日南市、北郷町、南郷町)	83,031 (60,914)	831.08 (536.12)

※ 人口は平成17年国勢調査(速報値)

※ ()内の組合せは、合併に向けた具体的な取り組みが行われ、各組合せの枠内で、先行して合併することが見込まれている市町村の組合せ(域内先行合併地域)を示している。

構想対象市町村の組合せ



※ 太字の市町村は、域内先行合併地域の市町村を示している。